

令和 6 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 4 号

函館市地域交流まちづくりセンター条例の一部改正について
函館市地域交流まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市地域交流まちづくりセンター条例の一部を改正する条例
函館市地域交流まちづくりセンター条例（平成 1 8 年函館市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を次のように改める。

（使用料）

第 11 条 使用者は、別表第 1 または別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 市民活動支援施設（事務ブースおよびロッカーに限る。）の使用料の納付期限は、毎月末日とする。ただし、市長が特に認めるときは、変更することができる。
- 3 市民活動支援施設（事務ブースおよびロッカーを除く。）および市民交流施設の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。
- 4 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第 1 項の使用料を減免することができる。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車場使用料）

第 11 条の 2 センターの駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、別表第 3 のとおりとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる。

3 駐車場使用料の徴収方法その他必要な事項は、規則で定める。

第12条の見出しを「(使用料の不還付)」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に、「場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより」を「ときは」に改める。

第19条を削る。

第20条第1項中「地方自治法」の後ろに「(昭和22年法律第67号)」を、「指定管理者」の後ろに「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「第18条」を「前条」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

別表第1中「

利 用 料 金

」を「

使 用 料

」に改め、同表備考第2項中「期間」を「許可を受けた期間」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同表備考第3項中「期間」を「許可を受けた期間」に改める。

別表第2中「

利 用 料 金

」を「

使 用 料

」に改める。

別表第3中「第11条関係」を「第11条の2関係」に改め、同表中「

利 用 料 金

」を「

駐 車 場 使 用 料

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条、第12条(駐車場の使用に係る部分を除く。),

別表第1および別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた許可に係る使用について適用し、施行日前の使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、当初許可（施行日前にされた許可で施行日以後の使用に係るものをいう。以下同じ。）について変更許可（施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更するものをいう。以下同じ。）がなされた場合における当該変更許可に係る使用については、当該当初許可に係る利用料金を施行日前に納付していない場合で、当該変更許可に係る使用について改正後の第11条第1項、別表第1および別表第2の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額（以下「変更後額」という。）が、当該変更許可の当初許可に係る使用について改正前の第11条第2項、別表第1および別表第2の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額（以下「当初額」という。）を超えないときは、変更後額に相当する額を改正前の第11条、第12条、別表第1および別表第2の規定が適用される利用料金とみなし、変更後額が当初額を超える場合は、当初額に相当する額を改正前の第11条、第12条、別表第1および別表第2の規定が適用される利用料金とみなし、変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の第11条、第12条、別表第1および別表第2の規定が適用される使用料とみなす。
- 4 改正後の第11条の2、第12条（駐車場の使用に係る部分に限る。）および別表第3の規定は、施行日以後にされた許可に係る駐車場の使用および施行日前にされた許可に係る駐車場の使用（施行日以後も引き続き使用に限る。）について適用し、施行日前にされた許可に係る駐車場の使用（施行日以後も引き続き使用を除く。）については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定により改正後の第11条の2第1項、第12条（駐車場の使用に係る部分に限る。）および別表第3の規定が適用される場合における駐車場の使用（施行日前にされた許可に係る駐車場の使用で

あって、施行日以後も引き続くものに限る。)に係る使用料の額は、当該許可に係る入場の時からこれらの規定が適用されたとした場合における改正後の第11条の2第1項および別表第3の規定による駐車場使用料の額に相当する額とする。

(提案理由)

地域交流まちづくりセンターの使用に係る料金を使用料として徴収することとするため